

包括外部監査の結果に基づく措置等の状況通知＜平成30年度包括外部監査の結果報告書（子育て応援事業に関する財務事務の執行について）＞

処理及び再発防止策等を必要とするもの 20件

【A 措置済／実施済又は決定済】 基準日までに「措置」を実施したもの、又は基準日までに「措置」を実施することを決定したもの 20件

令和3年10月1日現在

No.	部	課	分類	事業名等	件名	監査結果 (要約)	該当 ページ	I 「処理」内容	II 「処理」 状況	III 「措置（再発防止策、改善策）」内容	IV 「措置」 状況
3	子ども部	次世代育成課	指摘	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の実施	放課後児童クラブ「事故報告書」の指定様式による提出の徹底【指摘】	平成29年度に提出された「事故報告書」を閲覧したところ、任意様式のものや、代表支援員の押印欄に押印のないものが散見された。「事故報告書」について、「運営業務委託仕様書」に基づき、指定様式での提出及び代表支援員の押印を徹底するべきである。 なお、提出された「事故報告書」について、欄外に学校への報告の有無等、様々なコメントが記載されていた。「事故報告書」で報告が必要な項目を整理し、様式を見直すことが望まれる。	40	事故報告書の様式、記載内容について、ご指摘を踏まえ、学校や次世代育成課への報告経過が分かる箇所の追加、通院の有無が分かる箇所の追加等の見直しを実施し、平成31年3月31日までに改訂する。	A：処理済／実施済又は決定済	事故報告書の様式、記載内容を見直し、平成31年4月1日より施行する。 押印等の報告手続きの詳細については、4月の委託業者定例会において周知徹底をはかる。	A：措置済／実施済又は決定済
4	子ども部	次世代育成課	指摘	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の実施	放課後児童クラブにおけるけが・事故等発生時の速やかな報告【指摘】	平成29年度に提出された「事故報告書」を閲覧したところ、第一報が最大1週間程度遅れた旨の記載があるものが数件見受けられた。次世代育成課担当者に確認したところ、けが・事故等の発生時の対応については、支援員の研修にて周知し、放課後児童クラブには、「けが・事故等発生時の連絡マニュアル（掲示用）」を掲示しているものの、研修に出席していない支援員及び補助員がけが・事故等への対応を行う場合に、小学校教頭及び次世代育成課への第一報が遅れる場合があるとのことであった。 研修に出席していない支援員及び補助員への危機管理マニュアル等、業務に必要な情報の周知方法について、各放課後児童クラブに確認し、支援員及び補助員全員に対し、必要情報の周知徹底を図るべきである。	42	ご指摘を踏まえ、研修を欠席した支援員及び補助員も同じ手順で事故報告できるようにするため、事故報告書について報告手順及び経過記載欄の追加等の見直しを実施し、平成31年3月31日までに改定する。	A：処理済／実施済又は決定済	平成31年4月1日の報告書様式改訂と同時に、重大案件である通院の可能性のある事故や首から上の事故については、報告書作成の前に学校・委託業者・次世代育成課に対し事故報告書の記載内容を口頭で報告（第一報）を行うようにする。 手順については事故報告書上部に記載し、第一報の漏れを防ぐ。また、年度初めの放課後児童クラブ支援員連絡会において周知徹底をはかるとともに、委託事業者を通じて欠席した支援員及び補助員に対しても周知を図る。	A：措置済／実施済又は決定済
8	子ども部	子ども家庭課	指摘	母子家庭等自立支援給付金の支給	高等職業訓練促進給付金申請書類の適切な作成の指導【指摘】	平成29年度に提出された高等職業訓練促進給付金の「豊田市母子家庭等自立支援給付金相談調書（様式第1号）及びひとり親家庭記録票」を閲覧したところ、1か月の収支の合計が合っていないものが散見された。 高等職業訓練促進給付金の「豊田市母子家庭等自立支援給付金相談調書（様式第1号）及びひとり親家庭記録票」の1か月の収支状況について、様式に基づいて適切に作成の指導をする必要がある。	75	指摘のあった調書については、修正を行い、平成30年7月30日から状況聞き取りの際の収支状況を母子父子自立支援員が記載し、その際に別の担当者で検算を行うことで、収支確認の誤りが無いよう改善を行った。	A：処理済／実施済又は決定済	平成30年7月30日に母子父子自立支援員と調書の目的について、再確認を行い、支給決定後の相談においても参考資料として活用するものであるため、正確な調書の作成に努めるとともに担当者でも確認を行う仕組みとした。	A：措置済／実施済又は決定済
12	子ども部	子ども家庭課	指摘	自立支援（育成）医療費の助成	自立支援（育成）医療費支給認定の際の所得区分の確認方法【指摘】	自立支援（育成）医療費の助成は、市民税所得割額による所得区分によって、自己負担額が異なり、23万5千円以上の世帯については、支給対象とならない。 所得区分を確認した際の資料を閲覧したところ、本来、住宅控除額減額前の加算する必要のない住宅控除額を加算したものが発見された。 担当者に確認したところ、事務マニュアルを作成する際に、住宅控除額を加算しないことを理解していたものの、誤って加算する旨の記載を行ってしまい、マニュアルを見て作業をした一部の職員が誤って加算してしまったとのことであった。また、平成29年度に住宅控除額を誤って加算した件数は5件であるが、いずれも、所得区分に変更が生じるものはなかったとのことであった。 事務マニュアルの訂正、及びマニュアル作成時のチェック体制の強化が必要である。 なお、当該事務マニュアルについては、平成30年度に当該指摘に基づき修正済みである。	89	今回のミスについては、修正する箇所を誤った単純なミスであった。そのため、今後は担当者だけの修正確認ではなく、複数人での確認体制に改め、平成30年7月31日に修正箇所を担当者で確認し、マニュアルの修正を行った。	A：処理済／実施済又は決定済	平成30年7月31日に修正後のマニュアルに差し替えを行った。	A：措置済／実施済又は決定済
13	子ども部	子ども家庭課	指摘	母子父子寡婦福祉資金の貸付	母子福祉貸付申請書類の適切な作成の指導【指摘】	平成29年度に提出された母子福祉貸付申請書に添付されている相談記録カードを閲覧したところ、1か月の収支状況の合計が合っていないものが散見された。 貸付の内容は、子の就学支度資金及び就学資金であり、子が卒業してから返済を開始するものであり、収支の見直しは今後、子が学業を継続するために重要と考えられる。 したがって、母子福祉貸付申請書に添付されている相談記録カードの1か月の収支状況について、様式に基づいて適切に作成を指導する必要がある。	91	指摘のあった申請書の収支状況については、確認を行い修正を行った。また、平成30年7月30日から状況聞き取りの際の収支状況を母子父子自立支援員が記載し、その際に別の担当者で検算を行うことで、収支確認の誤りが無いよう改善を行った。	A：処理済／実施済又は決定済	平成30年7月30日に母子父子自立支援員と調書の目的について、再確認を行い、支給決定後の相談においても参考資料として活用するものであるため、正確な調書の作成に努めるとともに担当者でも確認を行う仕組みとした。	A：措置済／実施済又は決定済

No.	部	課	分類	事業名等	件名	監査結果 (要約)	該当 ページ	I 「処理」内容	II 「処理」 状況	III 「措置（再発防止策、改善策）」内容	IV 「措置」 状況
20	子ども部	保育課	指摘	こども園視察	避難訓練時の避難所への経路の確認【指摘】	市立朝日こども園への現場視察の際に、「非常災害時対応マニュアル」を閲覧したところ、園児の避難先との調整は完了しているものの、避難訓練の際に、実際に避難所に行ってみたことはないとのことであった。避難先については、避難訓練の際に実際に避難所への移動を行い、避難所として利用可能であることを確認するべきである。	135	朝日こども園については、平成30年11月12日の避難訓練時に保育師が園外避難所まで行き、避難経路及び避難場所の確認を実施した。	A：処理済／実施済又は決定済	平成31年度からは、全園が避難訓練年間計画に園児同伴による園外避難所までの訓練を位置づけ、年度末に避難訓練の実施状況を保育課が確認することを決定した。	A：措置済／実施済又は決定済
22	子ども部	保育課	指摘	その他の施策に関する監査の結果	保育料の算定誤りの防止【指摘】	保育課がチェックをしているにもかかわらず、誤りが発見されずに保育料の算定誤りが発生している。このため、保護者から提出された書類の記載誤りを発見できる仕組みを作ることが必要である。 例えば、児童の状況については、保護者から提出された申込みに必要な書類を基に入園希望こども園等において保護者と面接を行い、内容を確認しており、内容の不備の有無や保育料算定に影響する項目については、直接保護者に確認できる機会がある。このため、特に保育料算定に影響する事項については、面接の時点で入念に記載内容のチェックを行うことや書類に蛍光マーカーで色付けをし、後に保育課担当者がチェックする際に、入念に確認をするように注意を促すなどの防止策を講じることが考えられる。また、過去の保育料の算定誤り事例を収集し、特に留意すべき事項をこども園等の面接担当者や保育課職員に啓発することや、チェックリストを作成し書類の記載内容の事実確認を確実にすることが考えられる。	135	正しい保育料を再計算し、平成30年2月16日に保護者へ説明し、追徴と還付を実施した。	A：処理済／実施済又は決定済	過去の保育料の算定誤り事例集を作成し、原因を検証した結果、①別居の父・兄姉の管理漏れ、②いこを兄弟カウントに加えてしまう、③税法改正によるシステム改修ミスが算定誤りの要因となっていることがわかった。 ①平成32年度当初分から申請書に同居・別居欄を追加することを決定した。 ②住基情報では、兄弟かいとこかの区別がつかないため、面接時の申請書チェックマニュアルの刷新、システム入力時のチェック表の作成を行い、平成32年度当初分から使用することを決定した。また、一度確認した情報をシステムで管理できるようにするため、平成31年度中にシステム改修を実施する。 ③情報システム課と保育課で協議する際に、市民税課のアドバイスを受けることとし、修正指示内容に誤りがないかを確認することになっている。	A：措置済／実施済又は決定済
27	福祉部	障がい福祉課	指摘	在宅重度心身障がい児（者）一時保護事業	委託事業者による作業責任者及び作業従事者の書面報告を受けていなかった。「個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記」に記載された事項は、市が実施主体となる事業の一環として、その作業従事者の適切な把握管理及び利用者の個人情報保護のために必要な手続が定められているものである。したがって、事業の実施主体である市がその手続の遵守状況を確認することにより、事業運営が適切に行われるよう管理することが必要である。	145	平成30年8月8日に、「作業責任者等報告書」の提出を求め、8月10日に委託事業者から受領した。	A：処理済／実施済又は決定済	契約事務に関する書類チェックリストのメモ欄に、「作業責任者等報告書」について注意事項を記載し、事務処理の段階ごとに確認を行う。提出書類の確認は担当長、担当者2名で行う。また、担当長以上で平成30年10月17日に再発防止の研修、平成31年1月9日に次年度契約事務に向け課内で共有を図った。	A：措置済／実施済又は決定済	
36	学校教育部	学校教育課	指摘	特別支援学級の学校間交流の推進	学校間交流タクシーの利用希望校に対する交付金額決定方法に係る要綱の未作成【指摘】	学校間交流タクシーの交付金額の決定方法について、公平性を担保するために手順を定め、透明性を確保するためにその決定過程を議事録等により記録することが必要である。また、現在、当事業に関する必要事項は、複数の書類にわたって示されているため、交付金額の決定に係る手順の整理を含め、必要事項を網羅的に整理した要綱を策定することで、事務手続の明瞭性及び普遍性を担保できる体制を構築することが必要である。	169	平成31年2月20日に、実施内容、対象校、交流場所、提出書類、支払方法等の事業に係る必要事項を網羅した「特別支援学級学校間交流事業実施要綱」を策定した。 また、交付決定については、申請書の内容と実績報告の内容を精査した後、交付決定過程を記載した課内決裁をとることとした。	A：処理済／実施済又は決定済	平成31年4月1日から、特別支援学級学校間交流事業実施要綱を施行する。	A：措置済／実施済又は決定済
37	学校教育部	学校教育課	指摘	特別支援学級の学校間交流の推進	学校間交流タクシーの利用希望校からの申請金額合計が事業予算を超過した場合の対応方針の未策定【指摘】	平成30年度において、各利用希望校からの申請金額が合計で事業予算を超過したため、学校間交流タクシー1台当たりの交付金額に一律で上限を指定する等の方法をとった結果、利用希望校の一部は申請金額から減額された金額にて交付決定されていた。しかし、この平成30年度における例外的な決定方法の検討は、青少年相談センターにおける口頭での打合せにより行われたのみであり、その検討過程については議事録又はメモ等による確認はとれなかった。 したがって、学校間交流タクシーの利用希望校からの申請金額が合計で事業予算を超過した場合における交付金額の決定方法等について、公平性を担保するために対応方針を定め、透明性を確保するためにその決定過程又は決定方法の検討過程を議事録等により記録することが必要である。	170	平成31年2月20日に、実施内容、対象校、交流場所、提出書類、支払方法等の事業に係る必要事項を網羅した「特別支援学級学校間交流事業実施要綱」を策定した。 また、交付決定については、申請書の内容と実績報告の内容を精査した後、交付決定過程を記載した課内決裁をとることとした。	A：処理済／実施済又は決定済	平成31年4月1日から、特別支援学級学校間交流事業実施要綱を施行する。	A：措置済／実施済又は決定済

No.	部	課	分類	事業名等	件名	監査結果 (要約)	該当 ページ	I 「処理」内容	II 「処理」 状況	III 「措置（再発防止策、改善策）」内容	IV 「措置」 状況
38	学校教育部	学校教育課	指摘	特別支援学級の学校間交流の推進	学校間交流タクシーの利用校からの報告金額が事前の交付決定金額を上回る場合の対応方針の未策定【指摘】	学校間交流タクシーを利用した学校（以下「利用校」という。）において、実際に学校間交流タクシーを利用した結果、タクシー会社からの請求金額が事前に決定された当該利用校に対する交付金額を超過した場合、現在の運用としては、事前に交付決定された金額を上回る請求金額に基づいて、市指定様式の「請求書」を作成し、青少年相談センターへ提出することとされている。青少年相談センターにおいては、事業予算に照らして追加で交付が可能であることを確認したうえで「請求書」を基に支払を実行しているが、対象となった利用校に対して、事前に決定された交付金額を超過したことに関する理由報告の提出等は要求しておらず、理由報告の提出等は受けていない。 したがって、学校間交流タクシーに係る請求金額が、各利用校に対して事前に決定された交付金額を上回る場合の対応方法等について、公平性を担保するために対応方針を定め、透明性を確保するためにその対応過程又は対応方法の検討過程を議事録等により記録することが必要である。	170	平成31年2月20日に、実施内容、対象校、交流場所、提出書類、支払方法等の事業に係る必要事項を網羅した「特別支援学級学校間交流事業実施要綱」を策定した。 新要綱では、新たに実施報告書により、申請金額と請求金額に差が生じた場合はその理由を記載してもらい、申請書の内容と実績報告の内容を精査した後、交付決定過程を記載した課内決裁をとり交付決定することとした。	A：処理済／実施済又は決定済	平成31年4月1日から、特別支援学級学校間交流事業実施要綱を施行する。	A：措置済／実施済又は決定済
39	学校教育部	学校教育課	指摘	特別支援学級の学校間交流の推進	学校間交流タクシーに係る請求内容に関する証憑の確認不足【指摘】	市は利用校から提出された請求書に基づいて出金を行っているのみであり、開催された学校間交流の実施報告等の提出を受けていないため、請求内容に対する実際の学校間交流の開催実績との照合確認等、請求内容が実際に開催された学校間交流に基づく妥当なものであるかどうか、検証が行われていない状況である。 したがって、事後的に学校間交流の実施報告等を各利用校から受け取り、事前の学校間交流計画書との照合及びタクシー会社の請求書との照合等を行うことにより、請求内容が適正であることを検証したうえでタクシー会社への支払を実行する必要がある。	171	平成31年2月20日に、実施内容、対象校、交流場所、提出書類、支払方法等の事業に係る必要事項を網羅した「特別支援学級学校間交流事業実施要綱」を策定した。 新要綱では、新たに実施報告書により、申請書の内容と実績報告の内容を精査した後、交付決定過程を記載した課内決裁をとり交付決定することとした。	A：処理済／実施済又は決定済	平成31年4月1日から、特別支援学級学校間交流事業実施要綱を施行する。	A：措置済／実施済又は決定済
40	学校教育部	学校教育課	指摘	特別支援学級の学校間交流の推進	「子ども総合計画掲載事業実施状況」の翌年度予定欄の不適切な記載【指摘】	「子ども総合計画掲載事業実施状況」の翌年度計画実施内容（予定）欄は、単純に市内の小中学校の各合計数が記載されている。これに対して、「子ども総合計画掲載事業実施状況」の当年度実績欄及び平成31年度目標値欄に示されている指標は、学校間交流タクシーの利用校数が記載されている。 その結果、翌年度計画実施内容（予定）欄に記載された数値についても、翌年度における学校間交流タクシーの利用校数の見込みが記載されていると誤って理解される可能性がある。その理解に基づき、「子ども総合計画掲載事業実施状況」の翌年度計画実施内容（予定）欄を見ると、実際の翌年度見込みとしては目標値の達成は見込まれていないものの、翌年度において平成31年度目標値が達成されることが見込まれているとの誤った解釈をし得る状態である。 したがって、現状の表記は、意図的なものではなくとも、結果的に読み手に誤解を与える可能性が高い表記となっているため、当事業の進捗状況について読み手が的確に把握できるように、「子ども総合計画掲載事業実施状況」の翌年度計画実施内容（予定）欄における記載方法を見直し、読み手が誤解を招かないような表記を行う必要がある。	171	平成31年2月28日に、子ども総合計画の所管課から、目標値の再設定については第2次子ども総合計画が来年度で終了するため再設定はしない方針であること、評価の判定方法については第3次子ども総合計画から見直していく方針であることを確認した。 なお、第2次子ども計画については、注釈を入れるなど誤解を招かないよう表記していくことを確認した。	D：未処理／未実施決定済	平成31年2月28日に、子ども総合計画の所管課と調整し、現在、策定中の第3次豊田市子ども総合計画では、「掲載事業実施状況」の翌年度計画実施内容（予定）欄等の記載方法をより分かりやすい内容に見直していくことを確認した。	A：措置済／実施済又は決定済
43	子ども部	次世代育成課	指摘	「子ども総合計画」の推進体制	子ども総合計画掲載事業の進捗状況に係る判断根拠の横断的確認の必要性【指摘】	P D C A サイクルに基づく計画の推進のためには、計画の進捗状況を適切に把握することが必要である。そのため、進捗状況の判断については、所管課の判断に任せるのみでなく、取りまとめを行う次世代育成課が進捗状況の判断根拠を横断的に確認することが必要である。	186	平成30年7月7日から各課へのヒアリング（事業内容、進捗状況、達成度合の判断理由）を実施し、所管課との情報共有を図った。	A：処理済／実施済又は決定済	第3次豊田市子ども総合計画では、各課から提出される事業報告に対し、ヒアリングを実施し、進捗状況を横断的に確認する。	A：措置済／実施済又は決定済
44	子ども部	次世代育成課	指摘	「子ども総合計画」の推進体制	計画数値の中間見直しの必要性【指摘】	子ども総合計画掲載事業の実施状況を確認したところ、平成27年度及び平成28年度時点で平成31年度目標指標を達成した事業があったにもかかわらず、平成29年度に計画数値の中間見直しを行い、目標値を再設定した事業は見受けられなかった。 平成27年度又は平成28年度の時点で、目標指標を大きく上回っていた事業については、計画数値の中間見直しの検討を行い、必要に応じて目標値を再設定すべきである。	186	平成27年度及び平成28年度の事業実施状況について、目標数値を大きく上回ったことを子どもにやさしいまちづくり推進会議で報告した。子ども総合計画の目標指標は、継続・維持を方向性としている目標が多く、また、社会情勢や市民ニーズの変化を加味し、事業実施の方向性を大きく変更するものではないと判断した。そのため目標値の再設定を行わないと中間見直し年度である平成29年度（平成29年8月1日）に決定した。	D：未処理／未実施決定済	現在策定中の第3次豊田市子ども総合計画では、社会情勢や市民ニーズ及び事業実績を踏まえ、計画期間内における中間見直しを検討する。	A：措置済／実施済又は決定済

No.	部	課	分類	事業名等	件名	監査結果 (要約)	該当 ページ	I 「処理」内容	II 「処理」 状況	III 「措置（再発防止策、改善策）」内容	IV 「措置」 状況
45	子ども部	次世代育成課	指摘	「子ども総合計画」の推進体制	事業の実施状況に記載する指標【指摘】	市は毎年、子ども総合計画に掲載されている事業の実施状況を把握し、ホームページにて公表している。 平成29年度の子どもの総合計画掲載事業の実施状況を確認したところ、実績の欄に、子どもの総合計画で設定された平成31年度目標指標とは異なる指標に関する実績が記載されている事業が見受けられた。 目標指標と実績指標が異なると、事業の進捗状況を客観的に判断することは困難である。そのため、子ども総合計画で、目標指標を設定している事業の実施状況については、目標指標と同じ指標の現状値を記載し、進捗状況を客観的に判断できるようにすべきである。	187	子どもの総合計画の平成29年度実績において、目標指標と異なる指標が記載されていたことについては、事業所管課とのヒアリングの際、事業の進捗状況を適切に把握するために、指標を改める必要があった。また改めた指標については、事業の方向性を変更するものではないと判断し、指標の変更を行った（平成30年5月9日）。	A：処理済 ／実施済又は決定済	現在策定中の第3次豊田市子ども総合計画において、事業の進捗状況を判定するための目標が計画期間内に変更することがないように、適切な目標設定を行うことを徹底する。	A：措置済 ／実施済又は決定済
46	子ども部	子ども家庭課	指摘	「システム管理」パスワードの管理	パスワードの定期的な変更の実施【指摘】	児童家庭相談システム及び母子父子寡婦貸付金システムは、「豊田市情報セキュリティ基本要綱」や「共通実施手順」でパスワードの適切な管理を求められているシステムである。 対象としたシステムはパッケージ製品を利用しており、自由に仕様変更できるものではないので、製品によっては求められる機能を持っていないという状況自体は想定できる。 しかし、「豊田市情報セキュリティ基本要綱」や「共通実施手順」が不正アクセスの対策として適切な管理を求めているという趣旨を勘案した運用が必要である。 不正アクセスを防ぐために、推測困難な十分複雑なパスワードが設定されるように制限し、システム機能的な制限が十分に実施できない場合は特に、定期的なパスワード変更を確実に実施するべきである。	191	平成30年8月27日に個別実施手順を策定し、手順内において、各システムで下記のとおり対応を行った。 ①児童家庭相談システム システム使用者全員のパスワードを、担当長が1年に1回、強制的にランダムなパスワードに変更を行う。 ②母子父子寡婦貸付金システム システム上、職員ではパスワードの変更ができないため、毎年4月に担当長から導入業者に依頼し、ランダムパスワードへの変更を行う。	A：処理済 ／実施済又は決定済	①児童家庭相談システム 平成30年8月27日に毎年4月に利用者全員のパスワードを担当長が変更することを決定した。 ②母子父子寡婦貸付金システム 平成30年8月27日に毎年4月に利用者全員のパスワードを導入業者へ対し担当長が変更を指示し、実施することを決定した。 ※なお、各システムは異なる会社のパッケージ製品となるため、対応についても異なる対応となる。	A：措置済 ／実施済又は決定済
47	子ども部	子ども家庭課	指摘	「システム管理」アクセス記録の取得や保管と定期的な確認	児童家庭相談システムのアクセス記録の適切な保管と定期的な確認の実施【指摘】	児童家庭相談システムは、「豊田市情報セキュリティ基本要綱」や「共通実施手順」でアクセス記録の取得や保管と定期的な確認を求められているシステムである。 児童家庭相談システムのアクセス記録について、適切な頻度を設定し、定期的な確認を実施すべきである。また、アクセス記録は90日後にシステムから閲覧できなくなるため、システムから出力して少なくとも1年間は保管しておく必要がある。	192	平成30年8月27日に、今回、新規で作成した個別実施手順内において、アクセス記録の定期的な確認及び削除される前にアクセス記録をシステムから出力し、1年間の保管することについて明記した。	A：処理済 ／実施済又は決定済	平成30年8月27日に毎月5日までに前月分のアクセス記録を取得し、担当長が確認を行うことを決定した。平成30年9月分から実施している。	A：措置済 ／実施済又は決定済
48	子ども部	子ども家庭課	指摘	「システム管理」アクセス記録の取得や保管と定期的な確認	母子父子寡婦貸付金システムのアクセス記録の取得や保管と定期的な確認の実施【指摘】	母子父子寡婦貸付金システムは、「豊田市情報セキュリティ基本要綱」や「共通実施手順」でアクセス記録の取得や保管と定期的な確認を求められているシステムである。 母子父子寡婦貸付金システムのようにパッケージ製品を利用する場合、製品によっては求められる機能のために追加費用が必要となることや、費用対効果の面でその機能を利用しないという選択をとること自体は想定できる。 しかし、「豊田市情報セキュリティ基本要綱」や「共通実施手順」が不正アクセスの対策として適切な管理を求めているという趣旨を勘案した機能設計や運用が必要である。 母子父子寡婦貸付金システムは、個人情報その他機微な情報を扱い、また、外部委託先にIDの設定や年次パスワードの変更といった作業の実施を依頼していることを考慮すると、アクセス記録を取得し閲覧できるように機能追加をし、定期的な確認することで、不正なアクセスを発見できるよう、また、牽制(けんせい)によって間接的に防止できるようにすべきである。	192	平成30年8月27日に今回新規で作成した個別実施手順内において、アクセス記録の定期的な確認及び1年間の記録の保管について明記した。	A：処理済 ／実施済又は決定済	平成30年8月27日に毎月5日までに前月分のアクセス記録を取得し、担当長が確認を行うことを決定した。平成30年12月4日にシステム改修を行い、平成31年1月分から実施している。	A：措置済 ／実施済又は決定済

No.	部	課	分類	事業名等	件名	監査結果 (要約)	該当 ページ	I 「処理」内容	II 「処理」 状況	III 「措置（再発防止策、改善策）」内容	IV 「措置」 状況
49	子ども部	子ども家庭課	指摘	「システム管理」「個別実施手順」の策定	「個別実施手順」の策定【指摘】	<p>児童家庭相談システム及び母子父子寡婦貸付金システムは、「豊田市情報セキュリティ基本要綱」や「共通実施手順」で「個別実施手順」の策定対象とされているシステムであるため、策定する必要がある。</p> <p>対象としたシステムの導入以降、システム管理担当者が代々手順を引き継ぐことで、実際の問題は発生していないが、前述したように、「豊田市情報セキュリティ基本要綱」や「共通実施手順」の基準に部分的に適合していない状況であるため、「個別実施手順」を形式的に策定するだけでなく、「豊田市情報セキュリティ基本要綱」のいう情報資産に関する脅威に対する対策を個別に策定し、継続的に実施できるようにすべきである。</p> <p>また、情報セキュリティ対策の策定には、情報システムの技術面・運用面の知識、情報システムが内包する一般的なリスクや一般的なセキュリティ侵害のシナリオを理解していることが前提となる。</p> <p>「個別実施手順」は情報セキュリティ責任者が作成し、情報セキュリティ対策事務局長のチェックや承認を受けるルールとなっている。対象としたシステムの情報セキュリティ責任者は子ども家庭課長であり、情報セキュリティ対策事務局長は情報システム課長である。</p> <p>この「個別実施手順」の作成プロセスを適時に実施し、市の情報システム部門である情報システム課のサポートを受けながら適切な情報セキュリティ対策を策定し、情報システムの安全性の維持向上につなげるべきである。</p>	193	平成30年8月27日に新たに個別実施手順の策定することを決定した。	A：処理済／実施済又は決定済	児童家庭相談システム及び母子父子寡婦貸付金システムごとに個別実施手順書を策定し、それ以降は適正に事務処理を実施している。	A：措置済／実施済又は決定済

包括外部監査の結果に基づく措置等の状況通知＜平成30年度包括外部監査の結果報告書（子育て応援事業に関する財務事務の執行について）＞

処理を必要とするもの 29件

【A 処理済／実施済又は決定済】 基準日までに「処理」を実施したもの、又は基準日までに「処理」を実施することを決定したもの 26件
 【D 未処理／処理を講じないことを決定済】 基準日までに「処理」を実施しないことを決定したもの 3件

令和3年10月1日現在

No.	部	課	分類	事業名等	件名	監査結果 (要約)	該当 ページ	I 「処理」内容	II 「処理」 状況
1	子ども部	次世代育成課	意見	放課後児童クラブにおける障がい児支援の充実	放課後児童クラブへの加配要否の決定方法の把握【意見】	支援を必要とする児童に対しては、専門家に巡回指導の委託を行っており、巡回指導の対象とする児童の抽出方法や、障がい児支援のための加配（職員の増員）要否の決定方法については委託先である専門家の判断に任せている。次世代育成課は、結果の報告は受けているものの、巡回指導の対象とする児童の抽出方法や加配要否の決定基準については、把握していなかった。 巡回指導の対象とする児童の抽出基準や、加配要否の決定基準は、放課後児童クラブの事業に関する重要な事項であるため、所管する次世代育成課は、委託先と情報共有し、内容を把握することが望ましい。 なお、平成30年度からは、放課後児童クラブへの加配要否の決定について、次世代育成課が直接関与し、放課後児童クラブの委託先に対する評価方法についても、整備していく予定と聞いている。	33	平成30年4月1日からすべての案件に対して次世代育成課職員及び委託先の立会いのもと面談を行い、次世代育成課が加配要否を判定するように運用している。	A：処理済／実施済又は決定済
2	子ども部	次世代育成課	意見	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の実施	放課後児童クラブ「参加児童数等記録票」の様式の見直し【意見】	次世代育成課では、毎月、市内66の放課後児童クラブから紙で提出された「参加児童数等記録票」について、日ごとの参加児童数に対する支援員等の配置状況を確認している。確認作業の効率性の観点から、例えば支援員等配置基準を盛り込んだ様式とする等、「参加児童数等記録票」の様式の見直しが望まれる。 また、将来的には、費用対効果を勘案し、手書様式での報告ではなく、ICT等を利用した参加児童数の報告方法の検討が望まれる。	37	次世代育成課での確認作業の効率化を図るため、配置基準に応じた支援員等の必要配置数を各日の欄に設け、現場で記載をすることが望まれる、とのご意見を踏まえて様式見直しの検討を行ったが、現様式でも要確認事項は網羅されていることや、様式見直しにより現場における記載箇所の増加及び次世代育成課における確認箇所数の増加等の負担増が懸念されることから、見直しを行わないことを平成31年2月28日に決定した。	D：未処理／未実施決定済
5	子ども部	次世代育成	意見	子どもシンポジウムの開催	実施事業の事後検証【意見】	平成29年度の活動実績の確認のため、実績報告を閲覧し、事業目的に沿った活動を実施していることは確認できた。しかし、この実績報告は、参加者が作成した成果品であり、PDCAサイクルでいうと、PLANに対して、DOを行った結果を記載したものである。費用をかけて実施している事業であるため、実績報告に留まらず、企画・運営に関与した職員により、当該事業の成果や改善点がまとめられた庁内の報告書を作成することが望まれる。加えて、その結果を受け、翌期の事業企画・運営に向け、当該事業の在り方・継続要否の検証を行うことが望まれる。	46	これまでの実績報告に加え、企画を担当した職員による事業の成果や改善点をまとめた事業報告書を作成して事業の検証後、次年度事業につなげることとした。	A：処理済／実施済又は決定済
6	子ども部	次世代育成	意見	「子ども会議」の開催と「子ども委員活動」による子ども施策実施	実施事業の事後検証【意見】	これにより、DOに対してのCHECKとACTIONを行い、PDCAサイクルを回すことで、より良い事業へとつながると考えられる。	46	これまでの実績報告に加え、企画を担当した職員による事業の成果や改善点をまとめた事業報告書を作成して事業の検証後、次年度事業につなげることとした。	A：処理済／実施済又は決定済
7	子ども部	次世代育成	意見	中学生の主張発表大会	実施事業の事後検証【意見】		46	実施主体である青少年健全育成推進協議会において、役員・理事による企画運営の検証を定例理事会で行い、理事会資料として次年度に引き継ぐ。 また、事務局である次世代育成課担当職員の改善点等も付け加えることとした。	A：処理済／実施済又は決定済
9	子ども部	子ども家庭	意見	母子家庭等自立支援給付金の支給	支出決定決議書の決裁方法の方針の決定【意見】	平成29年度の母子家庭等自立支援給付金に関する支出決定決議書を閲覧したところ、電子決裁のものと書面決裁のものが混在していた。 電子決裁と書面決裁のどちらを利用するかについて、市全体のルールはないが、事務の効率性の観点から、どちらの決裁方法を利用するか、課としての方針を決定することが望まれる。	75	申請に必要な添付資料で、戸籍謄本など転写防止の措置が施されている書面が多く、電子化しづらいものがある。そのため、平成30年7月30日に書面決裁で統一することを決定した。	A：処理済／実施済又は決定済
10	子ども部	子ども家庭課	意見	母子家庭等就業支援事業の実施	就業支援講習会の近隣地開催に向けた働きかけの継続【意見】	就業支援講習会事業について、市は事業費の6%を負担しているものの、全参加者に占める豊田市民の割合は1.6%であり、豊田市民の参加者数は少ない状況である。これは、講習会の会場が主に名古屋駅となっていること、及び岡崎市と豊橋市での開催はあるものの、地理的な関係上、豊田市での開催がないことによるものである。 この件について、担当者も課題を認識しており、粘り強い働きかけの結果、比較的豊田市に近い、知立市での開催が実現しており、今後も継続的な働きかけが望まれる。	76	母子専婦福祉連合会との念入りに調整（依頼）し、令和2年度及び令和3年度に就業支援講習会（パソコン初級講習）を豊田市で開催できようになった。令和4年度以降についても継続的に実施ができるように依頼をしていく。	A：措置済／実施済又は決定済

No.	部	課	分類	事業名等	件名	監査結果 (要約)	該当 ページ	I 「処理」内容	II 「処理」 状況
11	子ども部	子ども家庭課	意見	おめでとう訪問（乳児家庭全戸訪問事業）の実施	母子保健推進員への若手及び外国語が堪能な方の取り組み【意見】	母子保健推進員への若手の取り組みのためには、働きながらも活動を行えるよう、一人一人の負担を減らして活動する等の工夫を引き続き検討することが望ましい。また、市は、増加する外国人家庭への支援に対応するため、配布物の多言語化等の対応を行っているが、例えば外国籍の方又は当該外国語が堪能な方の母子保健推進員への取り組みにも引き続き努力されることが望ましい。	83	平成30年9月10日の母子保健推進員の会運営委員会で、次年度の母子保健推進員の募集について検討し、その結果、募集チラシ配布時、積極的に若い方へ声をかけて、若手の取り組みを行っていくこととした。 また、直ぐには外国語対応の母子推進員の取り組みが難しいため、現推進員に対し、平成30年10月5日のおめでとう訪問員研修で、外国人世帯への訪問時の外国人対応マニュアルの活用や相談カードの周知徹底を行った。	A：処理済 ／実施済又は決定済
14	子ども部	保育課	意見	こども園の給食費の軽減	「給食予定人員報告書」集計方法の効率化【意見】	私立園については、公立園で利用されている「給食食数変更依頼書」の利用は徹底されておらず、口頭やメモによる変更を受付けているところもあり、また、同じく公立園で利用されている「給食代金集計システム」も利用されておらず、紙の台帳を作成し、全て手で計算している園もあった。効率化の観点から、保育課は私立園に対し、「給食食数変更依頼書」及び「給食代金集計システム」の利用を提案することが望まれる。	107	私立園に対して「給食食数変更依頼書」及び「給食代金集計システム」を平成31年度から利用できるよう、私立園に利用提案することを平成31年2月25日に決定した。	A：処理済 ／実施済又は決定済
15	子ども部	保育課	意見	こども園の給食費の軽減	「給食階層別対象者リスト」の作成方法及び元資料の確認【意見】	保育課では、「給食費報告書」の食数が給食センターに提出された「給食予定人員報告書」と一致していること、及び、給食費の金額が納入額と一致していることを確認しているが、「給食費報告書」に添付されている「給食階層別対象者リスト（注）」の食数については、特に確認していない。 園から提出される「給食階層別対象者リスト」の食数が誤っていると、毎月園から市に納入される給食費が正確に計算されず、誤った金額が納入される可能性がある。 そのため、保育課が行う3年に一度の監査の際には、各園の「給食階層別対象者リスト」の作成方法及び根拠資料を確認し、正確に作成されていることを確認することが望まれる。 (注) 給食費が免除となる園児名を記載したもの	108	公立園については、「給食代金集計システム」において「給食階層別対象者リスト」の根拠を確認することができるため対応済みである。 また、私立園に対して「給食階層別対象者リスト」の根拠となる食数が確認できる資料の提出を平成31年度から義務付けることを平成31年2月25日に決定した。	A：処理済 ／実施済又は決定済
16	子ども部	保育課	意見	保育ママ事業	「保育ママ 申込受付記録②」の活用方法【意見】	平成29年度の「保育ママ 申込受付記録②」を閲覧したところ、AからFまで及び1の7項目の評価点と総合評価の関連性が不明であった。 保育課担当者に確認したところ、AからFまで及び1の7項目の評価点の結果に応じた総合評価をするというルールはなく、また、総合評価点数が一定点数以下の場合は採用しない等のルールもないとのことであった。 「保育ママ 申込受付記録②」について、AからFまで及び1の項目別に評価していることを活用し、総合評価の方法及び総合評価結果に基づく採用の有無についてのルールを設定することが望まれる。	112	受付の記録を基に採用の判断ができるよう、評価項目を細分化するとともに、評価点による採用基準を明確にした新たな受付記録（採用面接結果判定票）を作成することを平成31年2月4日に決定した。	A：処理済 ／実施済又は決定済
17	子ども部	保育課	意見	病児・病後児保育事業	病児保育利用時の予約方法の見直し【意見】	市の予約方法は、書類を前日までに持参する必要があることから、当日キャンセルが少なく、事業者には配慮した方法となっている反面、保護者は気軽に予約することができず、保護者の利便性は後回しとなっている。 将来的には、保護者の利便性についても考慮し、予約方法について見直しの検討が望まれる。	119	保護者の利便性の向上を図ることは必要であるが、病気の子どもを預かる上で、病気の症状や状況を事前に把握することは必要かつ最重要であると考え。 また、職員の勤務調整も必要であるため、原則前日の午後3時までという予約方法の見直しは行わないことを平成31年2月25日に決定した。 なお、当日の空き状況や職員の配置状況、病気の症状によっては、当日予約も認めており、柔軟に対応しているところである。	D：未処理 ／未実施決定済
18	子ども部	保育課	意見	私立園に対する施設整備費補助	「補助事業検査調書」検査の内容記載の充実【意見】	平成29年度の補助対象事業に関する「補助事業検査調書」を閲覧したところ、検査の内容の確認の欄に、「適」の記載があるのみであり、実際にどのような検査をしたのか、具体的な資料は残されていなかった。 当該調書だけでは、実際にどのような検討を行って「適」と判断したのか不明であり、事後確認や引継が適切に行われぬ可能性がある。 そのため、「補助事業検査調書」検査の内容について、事前に必要な検査の内容を具体的に整理し明示した上で、検査結果についても、具体的に記載することが望まれる。	124	検査の際に確認する書類及び確認内容を明確にし、確認した項目をチェックする新たな補助事業検査調書に変更することを平成31年2月15日に決定した。 なお、検査結果の表示については、総務部技術管理課にも確認し、建築部局等が発注する工事についても検査結果については「合格・不合格」で表記していることを確認したため、従前のままとする。	A：処理済 ／実施済又は決定済
19	子ども部	保育課	意見	こども園視察	非常災害時対応マニュアルの園児避難先の調整【意見】	市立若宮こども園への現場視察の際に、平成30年度に見直しを行った「非常災害時対応マニュアル」を閲覧したところ、園児の避難所について、避難先との調整が未了となっていた。 保育課に確認したところ、避難所については、地元とのつながりのある各園に任せているとのことであった。 しかし、同園と同様に、避難先との調整が未了となっている園がほかにも存在する可能性があるため、保育課は、各園の避難所について、避難先との調整が完了していることを確認し、調整が難航している場合は、保育課が間に入ることにより、交渉が進展する可能性もあるため、積極的に関与することが望まれる。	134	若宮こども園は、平成30年10月30日に避難先との調整を行い、浸水想定区域における避難確保計画に避難先を記載した。 また、全園に対して、風水害・地震・土砂災害・火事における避難場所及び避難先との調整結果について保育課に報告を行うこと及び保育課の関与が必要な調整先については保育課が調整を行うことを平成31年2月25日に決定した。	A：処理済 ／実施済又は決定済

No.	部	課	分類	事業名等	件名	監査結果 (要約)	該当 ページ	I 「処理」内容	II 「処理」 状況
21	子ども部	保育課	意見	その他の施策に関する監査の結果	公立こども園の園指導訪問記録に係る内容の詳細化【意見】	<p>保育課にて2、3年に1回程度の頻度で公立こども園を訪問し、指導を行っている。園指導訪問の記録について、記録項目が「園の雰囲気・環境」「園長との懇談」「協議会記録」「課題」の大まかなテーマの指定のみであり、指導内容の詳細項目は定められていなかった。</p> <p>一方で、社会福祉法人により運営されている私立こども園の場合は、総務監査課と保育課が連携し社会福祉施設等指導監査を行っており、保育所運営・管理に関し非常に細かい項目のチェックリストを作成し監査を行っている。</p> <p>公立こども園についても、園訪問指導の際は確認内容をリスト化し、確認内容や水準の平準化を図ることが望ましい。</p> <p>なお、平成30年度からは、公立こども園についてもチェック内容をより明確にわかりやすくするために、訪問時に確認する事項や確認対象の書類名を詳細に記載したチェックリストを作成し、これに基づき指導を行っている。</p>	135	平成30年度に作成したチェックリストに加えて、公立園も私立園の指導監査調書をベースとした新たな調書を作成し、平成31年度から使用することを、平成31年2月25日に決定した。	A：処理済 ／実施済又は決定済
23	福祉部	地域包括ケア企画	意見	かかりつけ医・歯科医・薬局の役割の周知と医療提供体制の情報提供	効果測定のための指標に係る目標設定【意見】	<p>当事業の施策による効果を測ることにより、事業の評価及び計画見直しにつなげるため、かかりつけ医を持っている人の割合又はかかりつけ医を持っている世帯の割合等、事業の施策実施による成果に係る指標についても、目標設定を検討することが望まれる。なお、指標の測定方法としては、定期的実施している市民アンケート「市民意識調査」の回答を活用すること等が考えられる。</p>	137	市民意識調査の活用を含め、アウトプット指標とあわせて有用な評価に努めていく。	A：処理済 ／実施済又は決定済
24	福祉部	地域包括ケア企画課	意見	小児救急医療支援事業の実施	小児救急医療支援病院運営費実績額明細書の実績の詳細な確認【意見】	<p>市では、「実績明細書」の内容について当番回数については医師会から入手した資料との確認を行っているものの、常勤職員給与費などの人件費算出根拠について詳細な検討をせずに補助金額の決定を行っていた。</p> <p>小児救急医療支援病院に追加で資料を依頼したところ、小児救急医療支援病院2病院のうち1病院は、小児救急医療支援を行う予定の医師の平均賃金にて作成していることが分かった。</p> <p>市の補助金支給額上限額と平均賃金で算定した実経費金額との比較のみでは、小児救急医療支援に従事したのが医師1年目であった場合、市の補助金支給額上限額より実経費金額が下回る可能性がある。この点について、追加確認したところ、仮に全期間に渡り医師1年目が小児救急医療支援に従事していたとしても、実経費金額は補助金支給額上限額を下回っていなかった。結果として補助金の過大支給はなかったが、今後は人件費についても金額の算定根拠の詳細な確認をすることが望ましい。</p>	138	4月に提出される実績報告書について、医師の給与支払い実績が、個々に分かる資料作成を病院に求める。そして、その算出根拠の確認を、実績報告時又は病院への立入調査に行うことをマニュアルに含めた。	A：処理済 ／実施済又は決定済
25	福祉部	生活福祉課	意見	就学支援事業	査察指導員による査察指導及び査察指導記録の作成【意見】	<p>査察指導員による査察指導について、市では査察指導員による審査又は助言指導の手続は実施しているとのことであるが、ケース記録の中には査察指導の日時・査察者・指導事項等が記載された査察指導記録が残されていないものが見受けられ、適時適切に査察が行われていたのか確認ができない状態にあった。</p> <p>したがって、就学支援及びそのケース記録に対する査察指導を適時適切に行い、査察指導記録を保管するとともに、査察指導が網羅的に実施されるよう、必要に応じてシステムの通知機能の設定等を含めて、査察指導記録の方針を定め、継続的に運用することが望まれる。</p>	140	平成30年12月に「査察指導記録の方針」を定め、「指導確認票」及び作成方法等を新たに規定した。これにより査察指導員が確認すべきケース記録を明確にし、査察指導の漏れを防止することとした。なお、査察指導記録はシステムへの入力であり、その内容はシステムで保管・管理している。	A：処理済 ／実施済又は決定済
26	福祉部	生活福祉課	意見	就学支援事業	高校中退防止施策に対する評価指標の設定【意見】	<p>事業内容として掲げている施策に対して、その実施結果の評価及び計画見直しにつなげるためには、目標の設定により施策の効果を測ることが必要であると考え。なお、中退者ゼロを目標にすると、目標を達成できないと見込まれることへの対処として、中退者ありきの目標設定は好ましくはないものの、現実的には中退者発生をゼロにすることが困難であることを考慮すると、厚生労働省が発表している生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率（注1）、又は文部科学省が発表している全世帯の高等学校等中退率（注2）等を参考に、市としての合理的な目標を設定することで、施策に対する評価体制を構築することが望まれる。</p> <p>（注1）生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率は、厚生労働省社会・援護局保護課による調査に基づく指標数値で、「平成29年度子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施状況」に掲載された平成29年4月1日現在実績（生活保護世帯に属し平成28年4月1日時点で高等学校等に在籍していた者のうち平成29年3月末までの間に中退した者の割合）は4.1%である。</p> <p>（注2）全世帯の高等学校等中退率は、文部科学省初等中等教育局児童生徒課による調査に基づく指標数値で、「平成29年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」に掲載された平成29年度実績は1.3%である。</p>	142	意見のとおり、高校生の中退防止のために、具体的指標は必要であると考え。そこで、「子どもの貧困対策大綱」の高校中退率を施策の目標値として設定し、平成30年度から事業実績の評価に反映した。また、第3次豊田市子ども総合計画の掲載事業において高校中退率の目標値を設定し、事業評価を行うこととした。	A：措置済 ／実施済又は決定済

No.	部	課	分類	事業名等	件名	監査結果 (要約)	該当 ページ	I 「処理」内容	II 「処理」 状況
28	福祉部	障がい福祉課	意見	在宅重度心身障がい児（者）一時保護事業	業者選定理由の根拠となる情報の入手【意見】	年度ごとに契約締結を行うことで、委託手続の公平性を担保するとともに、委託事業者による提供業務の質を高く保つよう配慮しているが、契約締結に当たって、他の事業者との比較等による委託事業者の見直しが積極的に検討されていないと考えられる状態であった。 例えば、委託事業者から実施報告を受ける際、利用者と直接接触する機会のある委託事業者が把握している利用者ニーズ及びそれに対する対応方針についてヒアリングを行う等、業者選定理由の根拠となるような情報を入手し業者選定に利用することが望まれる。	146	本業務を受託できる事業者は他に存在しないため、他の事業者との比較が困難であることを課内で確認した（平成30年11月30日）。 提供業務の質を高く保つために、利用者からの意見等を聴取し、実績報告書に添付する一時保護日誌に記載するよう委託事業者に依頼（平成31年2月27日送付）。 今後は利用者のニーズに対応した業務提供がなされているかをチェックし、不十分な点があれば市として指導をしていく。	A：処理済 ／実施済又は決定済
29	福祉部	障がい福祉課	意見	在宅重度心身障がい児（者）一時保護事業	委託事業者に対して支払う委託料（契約単価）の妥当性【意見】	当事業の一時保護業務において、市が委託事業者に支払う委託料は、時間当たりの契約単価及び担当した従業員の所要勤務時間数に基づいて計算されている。しかし、この契約単価は過年度から継続的に適用されているものであり年度ごとの見直しは行われておらず、その金額的根拠も明確に保持されているものではないため、契約単価の妥当性に対する説明が困難な状態であった。 そこで、年度ごとの契約締結時において委託料の契約単価の見直しを行い、その支出すべき金額の適正性を確保し、委託業務に係る支出面での効率性を保持することが望まれる。	147	当事業とサービス内容が似ている、地域生活支援事業（日中一時支援事業）は3年ごとに報酬改定が行われる。 報酬単価の改定状況を参考に、契約単価を検討することで金額の適正性の確保に努める。	A：処理済 ／実施済又は決定済
30	福祉部	障がい福祉課	意見	在宅重度心身障がい児（者）一時保護事業	委託事業者に対して支払う委託料（勤務時間数）の妥当性【意見】	平成29年度において、委託事業者の一つであるA法人からは、「一時保護日誌」について市への網羅的な提出が行われておらず、市において委託事業者から提出された「一時保護事業実績報告書」に記載された時間数の適正性に関する検証が行われていない状況であった。 このため、委託事業者からの委託料請求に対して、網羅的に「一時保護日誌」の提出を受けるとともに、請求時間数を「一時保護日誌」に基づき検証することにより、委託料として支出すべき金額の適正性を確保して、委託業務に係る支出面での正当性を保持することが望まれる。	147	実績報告書を提出する際に一時保護日誌を必ず添付するよう、委託業者に依頼済み（平成31年2月27日送付）。	A：処理済 ／実施済又は決定済
31	都市整備部	公園緑地管理課	意見	ちびっこ広場・ふれあい広場の整備	公園施設設備点検における取りまとめ資料の見直し【意見】	平成29年度に実施した定期点検結果に係る「定期点検一覧表」を閲覧したところ、総合判定がC又はD（修繕又は破棄更新が必要）となっている公園施設について、保守内容がほとんど記載されていなかった。 総合判定がC又はDとなった公園施設については適切な対応が必要となる。関係部課へのヒアリングや公園施設の個別の点検結果を拝見し、立入禁止のテープを張るなど適切な対応はなされていることは確認できた。 「定期点検一覧表」の保守内容の記載状況のみを見ると適切な対応がなされていないと誤解されるおそれがあるため、「定期点検一覧表」の記載方法を見直すことが望まれる。	158	「定期点検一覧表」に保守内容欄を追加することで見直しを実施済み。（平成31年2月28日時点） 平成30年11月23日に、平成30年度の点検業者（委託期間 平成30年11月16日～平成31年3月25日）へ、保守内容の記載を徹底するよう指示しました。 平成31年2月28日の基準日における、週毎の点検結果報告書（平成31年2月9日までの点検結果）では、使用禁止措置やテープ貼付けなどの保守内容が記載されていることを確認しました。	A：処理済 ／実施済又は決定済
32	都市整備部	公園緑地管理課	意見	ちびっこ広場・ふれあい広場の整備	総合判定結果がDとなった公園施設のうち緊急対応を不要とした公園施設に関する判断の記載の明確化【意見】	定期点検の結果、D判定となった公園施設のうち、対応を行わなかったものについて理由を確認したところ、緊急的な修繕を要しないため、経過を観察しつつ順次修繕すべきか検討をしているとの回答を得た。委託業務の判定基準の定義では、緊急な補修が必要なものとされているが、定期点検における判定結果に対し、庁内で再検証するため、判定結果が変更されることがある。庁内で再検証を行った結果、喫緊に対応が必要なものについては対応を行ったものの、対応を行わなかった公園施設についての判断過程が残っていないため、当時の判断が不明瞭である。よって、判定結果を変更する判断がなされたのであれば、その判断過程を文書形式で残すことが望まれる。	159	「定期点検一覧表」に対応状況などの欄を追加することで、判断の記録を残すための見直しを実施済み。（平成31年2月28日時点） 点検技術者による点検時に劣化判定が「D」となった施設が発見された場合は、その都度報告を受けて、遊具や東屋等、直ちに人身事故につながる可能性がある施設については、点検技術者に指示し、その場で使用禁止措置を行っている。 その他施設については状況に応じて緊急的な対応が必要かどうかを担当内で検討し、担当内で判断ができない場合は所属長が必要に応じて現場確認を行ったうえで判断している。 緊急的な対応が不要と判断したものについては、その判断理由を点検結果一覧表に記載して経過を観察していきます。 点検結果一覧表に記載された対応状況を担当長が確認し、進捗管理を行うとともに、所属長に報告することとした。	A：処理済 ／実施済又は決定済
33	都市整備部	公園緑地管理課	意見	ちびっこ広場・ふれあい広場の整備	総合判定結果がCとなった公園施設のうち補修等を不要とした公園施設に関する判断の記載の明確化【意見】	仕様書によると、総合判定でCとなるものは、遊具では、「使用不可、場合により使用可」となるもの、その他公園施設では、「全体的に劣化が進行している。現時点では重大な事故につながるが、利用し続けるためには部分的な補修、若しくは更新が必要なもの」と定義付けられている。今回、C判定となったものについて、担当者に対応状況を確認したところ、補修等を行ったものはなく、その理由として緊急的な修繕を要しないため、経過を観察しつつ順次修繕すべきか検討をしているとの回答を得た。 判定基準の定義では、遊具の場合、状況によっては使用不可と判断されるものも存在する。よって、C判定のものについては、使用可や緊急での補修不要と判断した過程を文書形式で残すことが望まれる。	160	「定期点検一覧表」に対応状況などの欄を追加することで判断の記録を残すための見直しを実施済み。（平成31年2月28日時点） 点検技術者による施設の点検で劣化判定が「C」となった施設が発見され、直ちに人身事故につながる可能性がある点検技術者が判断した場合は、その都度報告を受けると共に点検技術者に指示して使用禁止措置を行っている。 それ以外の施設については、毎週1回の頻度で報告を受け、担当内で対処の判断をしています。担当内で対処の判断ができないものについては所属長が必要に応じて現場確認を行ったうえで判断している。 緊急的な対応が不要と判断したものについては、その判断理由を点検結果一覧表に記載して適時に対応していきます。 点検結果一覧表に記載された対応状況を担当長が確認し、進捗管理を行うとともに、所属長に報告することとした。	A：処理済 ／実施済又は決定済

No.	部	課	分類	事業名等	件名	監査結果 (要約)	該当 ページ	I 「処理」内容	II 「処理」 状況
34	学校教育部	学校教育課	意見	特別支援教育連携協議会の開催	効果測定のための指標に係る目標設定【意見】	特別支援教育連携協議会に関しては、その開催要綱第8条に則り、会議録が作成保管されている一方で、後者の推進委員会に関しては、会議録の作成保管がなされておらず、会議録の作成保管についてはその設置要綱においても定められていない。時間と労力を割いて開催している推進委員会であるにもかかわらず、その内容が記録報告される体制がとられていないことにより、活動実態が不透明となっているほか、関連部署等への情報共有及び後任への引継ぎが効率的に行えない状態になっていると考えられる。そのため、会議録の作成保管により推進委員会における成果及び検討過程等を記録報告できる体制を構築することが望まれる。	164	平成31年度から推進委員会についても会議録を作成することを、平成31年2月20日に決定した。	A：処理済 ／実施済又は決定済
35	学校教育部	学校教育課	意見	特別支援教育の充実 (市独自の学級運営補助指導員の配置)	「子ども総合計画掲載事項実施状況」における進捗状況記載【意見】	当事業に関して、子ども総合計画においては目標値の記載は行われていないものの平成28年度以降の「子ども総合計画掲載事業実施状況」において、目標達成が困難であることが見込まれるにもかかわらず進捗状況としてA判定が下されており、実績に基づく判断と矛盾した評価結果となっているため、評価の判定方法についての見直しが望まれる。また、事業の進捗管理の観点から、総合計画を策定した当初と前提条件が異なっていることを勘案すると、目標値の見直し要否の判断を適時に行い、目標値の設定を適正な水準とすることが望まれる。	166	平成31年2月28日に、子ども総合計画の所管課から、目標値の再設定については第2次子ども総合計画が来年度で終了するため再設定はしない方針であること、評価の判定方法については第3次子ども総合計画から見直していく方針であることを確認した。	D：未処理 ／未実施決定済
41	学校教育部	学校教育課	意見	親と子の電話相談「はあとラインとよた」	利用されていない実施要領の廃止【意見】	当事業に関して定めた文書として、当初は、「電話相談 はあとラインとよた」実施要領（以下「実施要領」という。）が作成され、その後「はあとラインとよた」運営手引（以下「運営手引」という。）が作成され、現在は両者が併存している。このうち現在、実務で使用しているのは運営手引であり、実施要領は使われていない。利用されていない実施要領は廃止することが望まれる。	172	平成30年11月7日に、実施要領を廃止した。	A：処理済 ／実施済又は決定済
42	学校教育部	学校教育課	意見	親と子の電話相談「はあとラインとよた」	利用状況の広報【意見】	青少年相談センターの内部管理用に取りまとめられた月次資料「はあとラインとよた利用状況」においては、相談内容又は利用者に係る、分類別の月別実績件数等の統計情報も整理されている。そこで、月次資料において整理された統計情報のように、これまでは非公開とされていた情報についても可能なものは広報することにより、相談できる内容や対象者のイメージを湧かせることができるため、相談を躊躇(ちゅうちよ)している潜在的な利用者にとってのハードルを少しでも軽減又は解消させる効果が見込まれると考えられる。したがって、当事業の目的を達成し、支援が必要な市民にサービスを提供できるようにするため、利用状況の広報等の見直しを行うことで、より相談しやすい環境作りへの検討を一層進めることが望まれる。	172	「はあとラインとよた」は、平成17年4月1日に開設し、開設当時に「開設場所や対応者が特定されない方が、より電話がしやすい環境づくりにつながる」との考えから、所管や所在地は公表しないことが決定され、実績件数や統計情報についても同様に、これまで非公表としてきた経緯がある。 しかし、より広く利用してもらうため、今後は相談者自身が自分の相談内容であることが特定されないよう配慮しつつ、統計情報については公表していくことを平成31年2月20日に決定した。 また、広報やホームページには、すでに相談電話番号を公表しているが、さらに児童生徒にとって身近な持ち物(カバン・生徒手帳)に入れたり、挟んだりできるカードを作成・配付することで、いつでも「はあとラインとよた」の番号を確認できるようにしていく。	A：処理済 ／実施済又は決定済